

高萩・北茨城広域事務組合管理職員等の範囲を定める規則

令和元年10月1日

公平委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第4項の規定に基づき、同法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

(管理職員等の範囲)

第2条 職員のうち管理職員等は、別表左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

(機関等の変更についての通知)

第3条 任命権者は、別表に掲げる機関又は管理職員等の職若しくはこれに相当すると認められる職の改廃及び新設があったときは、速やかにその旨を公平委員会に通知しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

機関	職
議会事務局	局長、次長、主査、次長補佐
管理者の事務部局	局長、次長、参事、副参事、課長、主査、課長補佐
会計課	課長、主査、課長補佐
監査委員事務局	局長、主査、局長補佐